

【権限移譲】

(環境庁)

項 目	地方六団体意見（年月日）	地方分権推進計画等における措置状況	地方分権一括法等の状況
自然公園	(H8.10.30) ・ 国立公園の行為許可権限を、国から都道府県へ移譲(都道府県の法定受託事務)。	自然公園法 ・ 国立公園の行為許可のうち軽微なものは、当面の間、都道府県からの申し出により国が指定した場合は、都道府県の法定受託事務(法17条3項：38条及び施行令25条による委任、4項ほか)（原則は、国の直接執行）。	[40条関係] ・ 計画どおり措置（法40条の3第9項の規定により、政令委任）。
鳥獣保護	(H8.10.30) ・ 猟区の設定等の認可を、国から都道府県へ移譲(都道府県の自治事務)。	鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律 ・ 狐区設定に係る認可事務等は、都道府県へ移譲（法14条）（都道府県の自治事務）。	[38条関係] ・ 計画どおり措置（法14条）。

【権限移譲】

(文部省)

項 目	地方六団体意見（年月日）	地方分権推進計画等における措置状況	地方分権一括法等の状況
文化財	<p>(H7. 11. 15)</p> <ul style="list-style-type: none"> 出土埋蔵文化財の第一義的所有権を地方公共団体に帰属させ、地方公共団体が主体的に管理する。 <p>(H7. 11. 15)</p> <ul style="list-style-type: none"> 埋蔵文化財発掘に係る届け出等は文化庁長官ではなく、都道府県への届け出等とする。 	<p>文化財保護法</p> <ul style="list-style-type: none"> 出土文化財の第一義的所有権は都道府県に委譲するとともに、出土文化財に関する事務は都道府県に移譲（法63条ほか）（都道府県の自治事務）。 都道府県教育委員会に、開発事業者への発掘調査の指示権限があることを法律上明示（法57条の2第2項ほか）。 埋蔵文化財包蔵地域における土木工事等の届出の受理及び開発事業者への発掘調査の指示を指定都市へ移譲（法57条の2）。 	<p>[135条関係]</p> <ul style="list-style-type: none"> 計画どおり措置（法59条、60条、61条、62条、63条、63の2条、64条、64条の2）。 計画どおり措置（法99条）。 計画どおり措置（法99条）。

【権限移譲】

(厚生省)

項 目	地方六団体意見（年月日）	地方分権推進計画等における措置状況	地方分権一括法等の状況
水道	(H8. 10. 30) ・水道事業に係る認可権限を都道府県に移譲し、自治事務とする。	水道法 ・給水人口5万人超の水道事業で水利調整を要しない事業の認可及び監督等は、都道府県に移譲済(法6条1項ほか：法46条に基づく政令7条による委任)(都道府県の自治事務)(平成10 4.1施行)。 ・厚生大臣は、水道事業者又は都道府県に対し、施設の改善の指示、水道用水の供給命令等に係る直接執行ができる(新規)。	・措置済(水道法施行令の一部を改正する政令(平成10.4.1施行)) ・計画どおり措置(法36条、39条)。
廃棄物	(H8. 1. 10) ・産業廃棄物処理施設等の基準等の設定権限を地方公共団体へ移譲すべき。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 — ※抜本的な制度改正がされるまでの暫定的な整理として、次のとおり事務の区分がなされた。 ・一般廃棄物処理施設の設置許可等に関する事務(法8条、9条～9条の3、9条の5、19条の5)は、都道府県・保健所設置市の自治事務。 ・産業廃棄物処理業の許可等に関する事務(14条～14条の6)及び産業廃棄物処理施設の設置許可等に関する事務(法15条～15条の4)は、当面、都道府県及び保健所設置市の法定受託事務。	[221条関係] ・計画どおり措置(法8条、24条の4)。 ・計画どおり措置(法24条の4)。
民生委員	(H8. 10. 30) ・委嘱権限を地方公共団体(市町村)に移譲することが望ましい。	民生委員法 ※現行法どおり(国の直接執行事務)。	[159条関係] —

【権限移譲】

(農林水産省)

項 目	地方六団体意見 (年月日)	地方分権推進計画等における措置状況	地方分権一括法等の状況
農地転用	<p>(H8. 10. 30)</p> <ul style="list-style-type: none"> 2 ha超の農転許可は、国から都道府県へ移譲(都道府県の自治事務) 2 ha以下の農転は、都道府県から市町村へ移譲(市町村の自治事務) 	<p>農地法</p> <ul style="list-style-type: none"> 4 ha超の農地転用は、現行法どおり (国の直接執行事務)。 2 ha超 4 ha以下の農地転用の許可 (法 4 条 1 項、5 条 1 項、7 3 条 1 項) は、都道府県に移譲 (法定受託事務) (国との事前協議が必要)。(農地法の一部を改正する法律 (H10法 5 6) で施行済)。 2 ha以下の農地転用の許可を自治事務とする事の可否は、農業基本法の見直しを踏まえて予定されている農地制度の見直しに際し、検討。 	<ul style="list-style-type: none"> 措置済 (農地法の一部を改正する法律 (平成10. 5. 8公布) で施行) 2 ha以下の農地転用の許可の事務区分については、今後の農地制度の見直し時に検討することとされ、今回は法定受託事務として整理 (法 4 条、5 条、9 1 条の 2)。
保安林	<p>(H8. 10. 30)</p> <ul style="list-style-type: none"> 保安林の指定・解除権限を、国から都道府県へ移譲(都道府県の自治事務)。 国土保全上重要な流域等は、国との事前協議で対応。 	<p>森林法</p> <ul style="list-style-type: none"> 国有林の保安林の指定・解除等及び民有林の保安林のうち、2以上の都府県にまたがる流域並びに1都府県でも国土保全上特に重要な流域保全保安林の指定・解除は、国の直接執行事務。 上記以外の流域保全保安林の指定・解除は、国から都道府県に移譲 (法 2 5 条、2 6 条ほか) (法定受託事務)。 流域保全保安林以外の保安林の指定・解除は、都道府県の自治事務 (法 2 5 条 1 項 4 号から 1 1 号までの民有保安林)。 	<p>[262条関係]</p> <ul style="list-style-type: none"> 計画どおり措置 (法 1 0 条の 2、2 5 条、2 5 条の 2、2 6 条の 2、9 6 条の 2)。

【権限移譲】

(農林水産省)

項 目	地方六団体意見 (年月日)	地方分権推進計画等における措置状況	地方分権一括法等の状況
農業団体設立認可	(H8. 1. 10) ・都道府県内の農業団体の設立認可権限を、国から都道府県へ移譲。	農業協同組合法 — ※信用事業を行わない組合（都道府県の区域を超えない区域を地区とするものに限る）の設立認可等の監督事務は、都道府県の自治事務（法59条ほか）。 ※信用事業を行う組合の設立認可等の監督事務は、都道府県の法定受託事務（法59条ほか）。	[241条関係] ・政令（省令）要確認 （法98条10項で、都道府県知事が行う事務は政令に委任されていること及び法98条の5の法定受託事務の区分の規定は包括的）
土改連設立認可	(H8. 1. 10) ・都道府県土地改良連合会の設立認可権限を、国から都道府県へ移譲。	土地改良法 — ※現行どおり（国の直接執行事務）。	—
水産業協同組合設立認可	(H8. 1. 10) ・都道府県の水産業協同組合の設立認可権限を、国から都道府県へ移譲。	水産業協同組合法 — ※信用事業を行わない水産業共同組合（都道府県の区域を超えない区域を地区とするものに限る）の設立認可その他の監督等は、都道府県の自治事務（法64条ほか）。 ※信用事業を行う漁業共同組合の設立認可その他の監督等は都道府県の法定受託事務（法11条ほか）。	[245条関係] ・政令（省令）要確認 （法127条第12項で都道府県知事が行う事務は政令に委任されていること及び法127条の5の法定受託事務の区分の規定は包括的）
水産業協同組合の倉荷証券発行許可	(H8. 1. 10) ・水産業協同組合の倉荷証券発行許可権限を国から都道府県へ移譲。	水産業協同組合法 — ※現行どおり（国の直接執行事務）	—
種畜等検査権限	(H8. 1. 10) ・種畜の検査権限を、国から都道府県へ移譲。	家畜改良増殖法 — ・種畜の臨時検査権限は、都道府県の自治事務（法4条）。	[259条関係] ・計画どおり措置（法4条）。

【権限移譲】

(農林水産省)

項 目	地方六団体意見 (年月日)	地方分権推進計画等における措置状況	地方分権一括法等の状況
配合肥料登録権限	(H8. 1. 10) ・配合肥料の登録権限を、国から都道府県へ移譲。	肥料取締法 — ※一部の普通肥料に係る登録は、都道府県の法定受託事務 (法4条ほか)。	[252条関係] ・計画どおり措置 (法4条、35条の2)。
防除業者届出受理	(H8. 1. 10) ・防除業者の届出の受理権限を、国から都道府県へ移譲。	農薬取締法 ・防除業者の届出の受理は、都道府県の自治事務 (国から都道府県へ移譲) (法11条:13条の2及び施行令6条による委任)。	[243条関係] ・計画どおり措置 (法11条、13条の2)。
果実生産者等からの報告徴収権限	(H8. 1. 10) ・果実の生産・出荷者からの報告徴収権限を、国から都道府県へ移譲。	果樹農業振興特別措置法 ・果樹農業者等からの報告徴収は、都道府県の自治事務 (法8条)。	・計画どおり措置 (法改正なし)

【権限移譲】

(通産省)

項 目	地方六団体意見（年月日）	地方分権推進計画等における措置状況	地方分権一括法等の状況
工場立地	(H8. 10. 30) ・緑地面積率等の設定権限を地方公共団体へ移譲(国は上限・下限を設定)。 ・指導監督等の事務は都道府県の自治事務。	工場立地法 ・国が定めている緑地面積率及び環境施設面積率に係る準則は、国が定める基準の範囲で都道府県、指定都市が地域の実情に応じて定めることができることとされた（法4条の2：H10. 1. 31施行済）。 ・工場の新設・増設に関する届出受理、勧告、変更命令等は、都道府県に移譲（都道府県の自治事務）（法6条1項ほか）。	・措置済（工場立地法の一部を改正する法律（平成10. 1. 31施行）） ・計画どおり措置（法改正なし）
ガス	(H8. 10. 30) ・一の都道府県の区域内の簡易ガス事業に係る事務は都道府県の自治事務。	—	—
熱供給事業・電気事業	(H8. 10. 30) ・熱供給事業に係る許可等の事務は地方公共団体の自治事務。 ・特定電気事業に係る許可等の事務は地方公共団体の自治事務。	—	—
商工会議所	(H8. 10. 30) ・設立認可等の事務は都道府県の自治事務。	—	—

【権限移譲】

(通産省)

項 目	地方六団体意見（年月日）	地方分権推進計画等における措置状況	地方分権一括法等の状況
商工業・中小企業	<p>(H8. 1. 10)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製造事業者移転についての指導助言権限を地方公共団体へ移譲。 ・都道府県内の商工組合等の設立認可等の権限を都道府県へ移譲。 ・都道府県内の中小企業等協同組合の設立認可等の権限を都道府県へ移譲。 ・中小企業等協同組合からの報告徴収、業務会計状況の検査権限を都道府県へ移譲。 <p>[・信用協同組合については両意見を併記(H9. 3. 19)]</p>	<p>—</p> <p>中小企業団体の組織に関する法律</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協業組合、商工組合の設立の認可は都道府県の自治事務（法5条の17、42条ほか）。 <p>中小企業等協同組合法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業協同組合等の設立の認可は都道府県の自治事務（法9条の2の2ほか）。 ・報告の徴収、検査等の監督事務は、都道府県の自治事務（法105条の3、105条の4第1項）。 ・信用協同組合については、国の直接執行事務（法27条の2ほか）。 	<p>—</p> <p>[315条関係]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・政令（省令）要確認（法第101条の3で具体の事務は政令に委任されている） <p>[307条関係]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画どおり措置（法改正なし） ・計画どおり措置（具体の事務は政令に委任）。 ・計画どおり措置（法改正なし）。
消費者行政	<p>(H7. 11. 15)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現に地方公共団体の長に立入検査等の調査権限があるものは、是正権限等も与える。 <p>(H8. 7. 29)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭用品品質表示法に基づく指示に従わない販売事業者の公表権限は都道府県へ移譲。 	<p>家庭用品品質表示法</p> <p>—</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指示に従わない販売事業者の公表権限は都道府県へ移譲（法4条2項）（自治事務）。なお、国の公表権限の行使は妨げない（平成10年措置予定）。 	<p>[324条関係]</p> <p>—</p> <ul style="list-style-type: none"> ・措置済（家庭用品品質表示法施行令の改正政令）（平成10年12月公布）（平成11年4月施行）。

【権限移譲】

(運輸省)

項 目	地方六団体意見（年月日）	地方分権推進計画等における措置状況	地方分権一括法等の状況
地域交通	<p>(H7. 11. 2)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 鉄道、バス等に係る免許・認可等の権限委譲。 <p>(H7. 11. 2)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 離党航路における船舶に係る免許・認可等の権限委譲。 <p>(H7. 11. 2)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域交通計画の策定。 	<p>道路運送法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 過疎地等の交通空白地帯で、地方公共団体がバス事業を自ら行う場合又は委託して行う場合には、申請どおり直ちに許可することとし、事務も陸運支局に移管（平成9年3月27日運輸省自動車交通局長通達（措置済み）。 また、近々、バス事業の規制のあり方の見直しに際し、許可制の廃止も検討。 <p style="text-align: center;">—</p> <p style="text-align: center;">—</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 措置済（平成9年3月27日運輸省自動車交通局長通達）。 <p style="text-align: center;">—</p> <p style="text-align: center;">—</p>

【権限移譲】

(郵政省)

項 目	地方六団体意見（年月日）	地方分権推進計画等における措置状況	地方分権一括法等の状況
情報・通信	(H8. 10. 30) ・CATVについては、許可等の規制の必要性を再検討すべき。仮に必要性があるにしても、許可権限を地方公共団体へ移譲。	—	—

【権限移譲】

(建設省)

項 目	地方六団体意見（年月日）	地方分権推進計画等における措置状況	地方分権一括法等の状況
<p>都市計画 【都市計画決定】</p>	<p>(H8. 2. 15) ・都道府県による決定は、都市計画区域の指定及び線引きといった基本的なゾーニングにとどめ、その他は全て市町村決定とすべき。</p>	<p>都市計画法 ・都市計画区域の指定等（法5条）、市街化区域及び市街化調整区域、地域地区、都市施設、市街地開発事業、市街地開発事業等予定区域に関する都市計画の決定（法7条、8条、11条、12条、12条の2）等は、都道府県の自治事務。 ・市街化区域及び市街化調整区域、高速自動車国道等施設の配置や機能自体が指定都市の区域を越える都市施設に関する都市計画決定権限を除き、都道府県知事から指定都市に移譲（近郊緑地特別保全地区及び10ha以上の緑地保全地区の決定権限を含む）。 ・用途地域に関する都市計画決定権限（法8条1項）は、三大都市圏の既成市街地又は近郊整備地帯等及び指定都市を含む区域を除き、都道府県知事から市町村に移譲（平成10年11月20日施行済）。 ・都市施設に関する都市計画決定権限（法11条1項）のうち、幅員16m（指定都市は22m）以上かつ4車線未満の市町村道等、4ha以上10ha未満の公園等は、都道府県知事から市町村に移譲（平成10年11月20日施行済）。 ・市街地再開発事業に関する都市計画決定権限（法12条1項）のうち、20ha以上50ha以下の土地区画整理事業、1ha超3ha以下の市街地再開発事業等は、都道府県知事から市町村に移譲（平成10年11月20日施行済）。</p>	<p>[437条関係] ・計画どおり措置（法改正なし） ・計画どおり措置 ・措置済（都市計画法の一部を改正する法律（平成10.5.29公布、11.20施行）。 ・措置済（都市計画法の一部を改正する法律（平成10.5.29公布、11.20施行）。 ・措置済（都市計画法の一部を改正する法律（平成10.5.29公布、11.20施行）。</p>

【権限移譲】

(建設省)

項 目	地方六団体意見（年月日）	地方分権推進計画等における措置状況	地方分権一括法等の状況
都市計画(続き) 【開発行為の許可等】	<ul style="list-style-type: none"> 開発行為の許可等の規制権限は市町村が行うこととすべき。 	都市計画法 <ul style="list-style-type: none"> 開発行為の許可は、地方公共団体の自治事務とし、人口20万以上の市にも移譲（法29条、34条ほか）。 	<ul style="list-style-type: none"> 計画どおり措置（法87条の3：具体には政令に委任）。
公営住宅	(H7. 11. 2) <ul style="list-style-type: none"> 管理・用途廃止の権限移譲。 	公営住宅法 <ul style="list-style-type: none"> 耐用年限を経過したものの用途廃止の大臣承認の廃止（H8. 5法改正） 	<ul style="list-style-type: none"> 措置済（公営住宅法の一部を改正する法律・平成8年5月）
河川	(H8. 10. 30) <ul style="list-style-type: none"> 一級河川のうち流域が2以上の都道府県の区域にわたり、かつ管理について国家的見地から特に広域的調整を必要とするものを除き、都道府県の自治事務とする。 	河川法 <ul style="list-style-type: none"> 指定区間内の一級河川の管理（特定水利使用に関する者を除く）は、都道府県の法定受託事務（法5条、6条、14条、15条ほか）。 	—
景観・建築	(H8. 10. 30) <ul style="list-style-type: none"> 景観保全のための規制等（風致地区等の指定、行為規制等）は市町村に移譲。 (H8. 10. 30) <ul style="list-style-type: none"> 用途地域、美観地区等の建築物の建築基準、用途等は市町村の条例で付加・緩和が可能に。 	都市計画法 — ※市町村決定の都市計画は、知事の承認を廃止し、同意を要する事前協議（法21条2項）。 建築基準法 — ※建築基準法に基づく事務は、都道府県及び建築主事を置く市町村の自治事務（法6条ほか）。	— —

【都道府県から市町村への権限移譲①（指定都市関連）】

項 目	地方六団体意見（年月日）	地方分権推進計画等における措置状況	地方分権一括法等の状況
埋蔵文化財包蔵地域における土木工事等の届出受理及び開発を行う事業者への発掘調査指示	(H9.9.8) ・指定都市に移譲	文化財保護法 ・埋蔵文化財包蔵地域における土木工事等の届出の受理及び開発を行う事業者への発掘調査の指示（法57条の2）は、指定都市へ移譲（自治事務）。 ※文化財保護審議会で検討中（平成10年度中結論）	[135条関係] ・計画どおり措置（法99条）。
市域内で完結する医療法人に対する設立認可等	(H9.9.8) ・指定都市に移譲	—	—
高圧ガスに関する規制事務	(H9.9.8) ・指定都市に移譲	—	—
市域内に販売所を持つ液化石油ガス販売事業の登録、貯蔵施設等の設置の許可等	(H9.9.8) ・指定都市に移譲	—	—
工場立地法に基づく工場立地に関する指導監督等	(H9.9.8) ・指定都市に移譲	工場立地法 ・5万㎡以上の工場に係る新設・増設に関する届出受理、勧告、変更命令等(法6条1項、7条1項、8条1項、9条1項及び2項、10条1項、11条2項、12条、13条3項等)と都道府県で処理している同種の事務(5万㎡未満の工場に係るもの)は、指定都市へ移譲（自治事務）。（工場立地法の一部を改正する法律（H10.1.31施行） ※法2条の工場立地に関する調査の事務は、移譲されない。	・措置済（工場立地法の一部を改正する法律（平成10.1.31施行））。

【都道府県から市町村への権限移譲①（指定都市関連）】

項 目	地方六団体意見（年月日）	地方分権推進計画等における措置状況	地方分権一括法等の状況
地下鉄を道路の下に建設する際の敷設許可	(H9.9.8) ・指定都市に移譲	—	—

【都道府県から市町村への権限移譲②（中核市関連）】

項 目	地方六団体意見（年月日）	地方分権推進計画等における措置状況	地方分権一括法等の状況
<p>大気汚染防止法等に基づく関係行政機関の長への協力依頼、大気汚染の公表、ばい煙排出者に対する措置命令等</p>	<p>(H9.9.8) ・中核市まで移譲</p>	<p>大気汚染防止法 ・大気汚染の状況の公表及び大気汚染に係る関係行政機関の長への協力要請等（法24条、28条2項）は、指定都市及び中核市へ移譲（自治事務）。※平成10年中に措置予定</p> <p>騒音規制法 ・騒音防止に係る関係行政機関の長への協力要請等（法22条）は、指定都市及び中核市へ移譲（自治事務）。※平成10年中に措置予定</p> <p>悪臭防止法 ・悪臭防止に係る関係行政機関の長への協力要請等（法19条1項）は、指定都市及び中核市へ移譲（自治事務）。※平成10年中に措置予定</p> <p>振動規制法 ・振動防止に係る関係行政機関の長への協力要請等（法20条）は、指定都市及び中核市へ移譲（自治事務）。※平成10年中に措置予定</p> <p>騒音規制法、悪臭防止法、振動規制法 ・騒音、悪臭、振動に係る関係行政機関の長への協力要請は、人口20万以上の市へ移譲（自治事務）。</p>	<p>・措置済（騒音規制法施行令等の改正政令（平成10.12.24公布、同日施行）。</p> <p>[42条関係、45条関係、49条関係] ・計画どおり措置（法23条：具体には政令に委任）。</p>

【都道府県から市町村への権限移譲②（中核市関連）】

項 目	地方六団体意見（年月日）	地方分権推進計画等における措置状況	地方分権一括法等の状況
小・中学校の教科用図書 の採択地区の設定	(H9.9.8) ・中核市に移譲	—	—
老人保健施設の開設許可、 老人訪問看護事業者の 指定	(H9.9.8) ・中核市まで移譲	老人保健法 ・老人保健施設の開設許可は、都道府県の自治事務（法46条の6）。 ・指定老人訪問看護事業者の指定、指導、変更の届出等、報告徴収等、指定の取消及び公示（法46条の17の第2項、46条の17の4、46条の17の6、46条の17の7第1項、46条の17の8、46条の17の9）関係の事務は、訪問看護が介護保険に含まれることになったことに伴い、同法上の事務に再構成されるため、介護保険の施行状況を見ながら検討し、施行後5年を目途に措置する。	[226条関係] ・計画どおり措置（法改正なし）。 ・平成12年度以降検討予定。
毒物及び劇物の販売業 の業登録及び登録取消 回収命令、立入検査等	(H9.9.8) ・中核市まで移譲	毒物及び劇物取締法 ・毒物及び劇物の販売業の登録、販売業者の毒物劇物取扱責任者の設置等の届出、販売業者の氏名等変更等の届出、営業者等に対する廃棄物の回収等の命令、営業者等からの報告徴収等、販売業の登録の取消等、販売業に対する聴聞の期日及び場所の公示及び販売業者の登録が失効した場合等の措置（法4条1項、7条3項、10条1項、15条の3、17条1項、19条1項、2項、3項及び4項、20条2項、21条1項及び毒物及び劇物取締法施行令（33条、35条、36条）は、指定都市、中核市及び保健所設置市へ移譲（自治事務）。	[174条関係] ・計画どおり措置（法4条第1項、5条、7条、法10条、15条の3、17条1項、19条1項、2項、20条、21条、中核市については、政令による委任措置）。

【都道府県から市町村への権限移譲②（中核市関連）】

項 目	地方六団体意見（年月日）	地方分権推進計画等における措置状況	地方分権一括法等の状況
犬又は猫の引取り	(H9.9.8) ・中核市に移譲	動物の保護及び管理に関する法律 ・犬又は猫の引取り及び負傷動物等の収容（法7条、8条）は、中核市へ移譲（自治事務）。 ※平成10年中に措置予定	・措置済（動物の保護及び管理に関する法律施行令の改正政令（平成10.12.28公布）（平成11.4.1施行）。
農住組合の土地の交換分合計画の認可	(H9.9.8) ・中核市まで移譲	農住組合法 ・農住組合の定める交換分合計画の認可及び同計画に係る事務（法9条1項、11条）は、指定都市及び中核市へ移譲（自治事務）。 ※平成10年中に措置予定	・措置済（農住組合法施行令の一部を改正する政令（平成10年12月9日公布、平成11年1月施行）。
開発審査会の設置等	(H9.9.8) ・中核市に移譲	都市計画法 ・都道府県及び指定都市に加え、中核市にも開発審査会を設置（法78条）。	・政令（省令）要確認（都市計画法施行令に基づく地方自治法施行令で特例措置が委任）。
風致地区内における建築等の規制に関する条例の制定権	(H9.9.8) ・中核市に移譲	—	—
指定区間外の国道及び都道府県道の管理	(H9.9.8) ・中核市に移譲	—	—
宅地造成工事規制区域の指定	(H9.9.8) ・中核市に移譲	宅地造成等規制法 ・宅地造成規制区域の指定、土地の立入り、及び障害物の伐除（法3条1項及び3項、4条1項5条3項、7条1項）は、中核市へ移譲（自治事務）。	[427条関係] ・計画どおり措置（法3条第1項、5条、7条1項）。

【都道府県から市町村への権限移譲③（市関連）】

項 目	地方六団体意見(年月日)	地方分権推進計画等における措置状況	地方分権一括法等の状況
<p>児童扶養手当及び特別児童扶養手当の受給資格の認定</p>	<p>(H9.9.8) ・人口30万以上の市に移譲</p>	<p>児童扶養手当法 ・児童扶養手当の支給、受給資格及び手当額の認定、支給に関する異議申立、支給に関する不正利得の徴収、支給に関する届出の受理、受給資格に関する調査及び支給に関する必要な書類の閲覧（法4条1項、6条1項、17条、18条、23条1項、28条、29条1項及び2項、30条）は、すべての市及び福祉事務所を設置する町村へ移譲（法定受託事務）。 ※特別児童扶養手当の認定事務は移譲されない。</p>	<p>[206条関係] ・計画どおり措置（法4条第1項、6条1項、33条の2、33条の3）。</p>
<p>商店街振興組合と同連合会の設立認可、役員変更の届出の受理、定款変更の認可解散の届出の受理</p>	<p>(H9.9.8) ・すべての市に移譲</p>	<p>商店街振興組合法 ・商店街振興組合及び商店街振興組合連合会の設立認可、役員変更の届出の受理、組合員による総会招集の承認、定款変更の認可、解散届出の受理、組合合併の認可、決算関係書類の受理、報告徴収、検査、措置命令、解散命令等（法36条1項及び3項、45条、55条5項、59条、62条2項及び3項、72条2項、73条3項及び4項、81条2項、82条から86条まで、87条1項）（商店街振興組合等の地区が市の区域を超えるものを除く。）は、すべての市へ移譲（自治事務）。</p>	<p>[325条関係] ・計画どおり措置（法88条）。</p>

【都道府県から市町村への権限移譲③（市関連）】

項 目	地方六団体意見(年月日)	地方分権推進計画等における措置状況	地方分権一括法等の状況
<p>個人施行者が施行する土地区画整理事業の施行及び廃止等の認可、土地区画整理組合の設立及び解散の認可、認可等の公告、認可申請に係る事業計画の縦覧、縦覧に供された事業計画に対する意見書の処理及び関係図書の建設大臣等への送付等</p>	<p>(H9.9.8) ・人口20万以上の市に移譲</p>	<p>—</p>	<p>・個人施行の認可、組合の設立の認可等を政令で定めるところにより、人口20万人以上の市に移譲(法136条の2)。</p>
<p>開発行為の許可、開発行為変更の許可、工事完了届出受理、完了検査等、開発登録簿の調製・保管等、許可の取消等の監督処分、開発区域内の土地における工事完了の公告前建築等につき支障がないと認める工事の認定、開発許可の際の建ぺい率等の制限の指定及び制限解除の許可、市街化調整区域における開発区域外の建築等の許可、既存宅地の確認等</p>	<p>(H9.9.8) ・人口10万以上の市に移譲</p>	<p>都市計画法 ・開発行為の許可、開発行為の変更の許可、工事完了届の受理、完了検査等、工事完了公告前の建築許可、開発行為の廃止届の受理、開発区域内における建ぺい率等の制限の指定、開発許可を受けた土地における建築等の許可、開発許可を受けた土地以外の土地における建築等の許可、許可に基づく地位の承継の承認、開発登録簿の調製・保管、開発登録簿の写しの交付、開発許可を受けた者に対する報告徴収・勧告等、開発許可を受けた者に対する監督処分、立入検査及び未線引き区域における開発許可(法29条、34条、35条の2第1項、第3項及び第4項、36条、37条、38条、41条、42条1項、43条1項、45条、46条、47条1項から5項、80条1項、81条1項から3項、82条1項、附則4項)は、人口20万人以上の市へ移譲する(自治事務)。</p>	<p>[437条関係] ・計画どおり措置(法87条の3:具体には政令に委任)。</p>

【都道府県から市町村への権限移譲③（市関連）】

項 目	地方六団体意見(年月日)	地方分権推進計画等における措置状況	地方分権一括法等の状況
都市計画施設又は市街地開発事業の区域内における建築の許可	(H9.9.8) ・人口10万以上の市に移譲	都市計画法 ・都市計画施設又は市街地開発事業の区域内における建築の許可（法53条1項）は、人口20万以上の市へ移譲（自治事務）。	[437条関係] ・計画どおり措置（法87条の3：具体には政令に委任）。

【都道府県から市町村への権限移譲④（全市町村関連）】

項 目	地方六団体意見（年月日）	地方分権推進計画等における措置状況	地方分権一括法等の状況
屋外広告物の許可、はり紙の除去	(H9.9.8) ・全市町村に移譲	—	—
鳥獣の捕獲飼養等の許可	(H9.9.8) ・全市町村に移譲	<p>鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国設鳥獣保護区等以外における鳥獣等の捕獲等の許可及び鳥獣捕獲許可証等の交付並びに鳥獣飼養許可証の発行及びヤマドリの販売の許可（法12条1項及び2項、13条、13条ノ2）は、すべての市町村に移譲（自治事務）。 ・この場合、委譲する事務の範囲等については、都道府県の条例で定めるものとするともに、都道府県は市町村に対し、鳥獣の適正な保護管理を推進するうえで広域的な観点から必要な指示を行うことができる。また、国は、渡り鳥の急減などの緊急時には、都道府県が市町村に対して必要な指示を行うよう指示することができるものとする（自治事務）。 	<p>[38条関係]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画どおり措置（法20条の7第2項）。
基地、納骨堂又は火葬場の経営等の許可	(H9.9.8) ・全市町村に移譲	—	—
身体障害児への補装具の交付又は費用の支給	(H9.9.8) ・全市町村に移譲	<p>児童福祉法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害児に係る補装具の交付（法21条の6第1項及び第3項、50条、56条2項）及び身体障害児・精神薄弱児に係る日常生活用具の給付等（法21条の10第4項）は、市町村へ委譲する方向で各行政主体間の費用負担割合等を含めて検討（障害関係三審議会合同企画分科会において検討中。平成10年中を目途に最終報告の予定。また、中央児童福祉審議会に平成10年度中を目途に諮問・答申の予定。） 	<p>[149条関係]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画どおり措置（法21条の6第1項及び第3項、21条の10第4項）。
身体障害児、精神薄弱児に対する日常生活用具の給付	(H9.9.8) ・全市町村に移譲	<p>児童福祉法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害児に係る補装具の交付（法21条の6第1項及び第3項、50条、56条2項）及び身体障害児・精神薄弱児に係る日常生活用具の給付等（法21条の10第4項）は、市町村へ委譲する方向で各行政主体間の費用負担割合等を含めて検討（障害関係三審議会合同企画分科会において検討中。平成10年中を目途に最終報告の予定。また、中央児童福祉審議会に平成10年度中を目途に諮問・答申の予定。） 	<p>【参考】</p> <p>児童福祉法に基づく補装具の交付事務及び日常生活用具の給付事務と併せ、知的障害者福祉法に基づく日常生活用具の給付事務も市町村に移譲（平成12年4月1日施行）。</p>

【都道府県から市町村への権限移譲④（全市町村関連）】

項 目	地方六団体意見（年月日）	地方分権推進計画等における措置状況	地方分権一括法等の状況
都市計画区域内における路外駐車場管理者からの届出、報告、立入検査等、駐車場管理者に対する是正命令	(H9.9.8) ・全市町村に移譲	駐車場法 ・路外駐車場管理者からの路外駐車場の設置、管理規程、休廃止の届出の受理、報告徴収、立入検査等及び路外駐車場管理者に対する是正命令（法12条、13条1項及び4項、14条、18条1項、19条）は、人口20万人以上の市へ移譲（自治事務）。	[422条関係] ・計画どおり措置（法12条：具体には政令に委任）。
土地区画整理事業の施行地区内における建築行為等の許可、許可に当たっての施行者に対する意見聴取等、原状回復命令、代執行	(H9.9.8) ・全市町村に移譲	土地区画整理法 ・土地区画整理事業の施行地区内における建築等の許可、許可に当たっての施行者に対する意見聴取、原状回復命令及び代執行（法76条1項、2項、4項及び5項）は、人口20万人以上の市へ移譲（自治事務）。	[418条関係] ・計画どおり措置（法136条の2：具体には政令に委任）。